

令和4年度介護職員処遇改善計画・実施要綱

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律によって支給されることとなった介護職員処遇改善加算部分（以下「加算報酬」という。）を一時金として、介護職員に支給する。

2. 前項の一時金は加算報酬として交付された月ごとに、支給する。
3. 毎月の一時金の支給基準は、当法人グループの介護職員として介護福祉士等の資格の有無により決定する。

- | | | |
|--|----|---------|
| ① 資格を有さない介護職員 | 月額 | 5,000円 |
| ② 介護職員実務者研修課程修了者（旧ヘルパ [®] -1級）
介護職員初任者研修課程修了者（旧ヘルパ [®] -2級） | 月額 | 10,000円 |
| ③ 介護福祉士 | 月額 | 20,000円 |
4. 介護主任・副主任および特別養護老人ホームユニットリーダーとして2年以上勤務している者。当法人グループに2年以上勤務し認知症（実践者・管理者）研修課程を修了した者。また、認定特定行為業務従事者認定証登録者の介護職員に対し、それぞれ10,000円を加算する。

5. 非常勤勤務職員は勤務時間数（端数切捨て）に

- ① 30円（資格を有さない介護職員。但し、上限は5,000円）
- ② 60円（介護職員実務者研修課程修了者（旧ヘルパ[®]-1級）
介護職員初任者研修課程修了者（旧ヘルパ[®]-2級）介護職員。但し、上限は10,000円）
- ③ 120円（介護福祉士・但し、上限は20,000円）を乗じた額を支給する。

なお、特別養護老人ホーム夜勤専従者は、一夜勤1,000円とし、上限は資格別による。

6. 賃金改善実施期間： 各年度4月1日から翌3月31日

7. 支給日： 7月から翌6月の給与支給日

8. 利用率等により介護報酬額が計画と差異が生じた場合及び法令等の変更により、支給額は変動することがある。

9. 平成22年10月より本事業に関しキャリアパス要件が追加されるに伴い、法人内部研修は参加回数・外部研修（但し、法人の承認および報告書提出が必要）に関しては研修受講時間に応じ、全介護職員に対して、年末支給の一時金に一定金額を加算する。加算金額については、書面にて周知するものとする。

また、介護職員初任者研修、介護福祉士、認知症介護実践者研修および認知症管理者研修等の資格取得のための研修受講費用（法人の承認必要）、受験（旅費除外）並びに登録費用を一時金として支給する。

令和4年度介護職員等特定処遇改善計画・実施要綱

介護労働者等の更なる処遇改善を進めるため支給されることとなった介護職員等特定処遇改善加算部分（以下「特定加算報酬」という。）を一時金として、介護職員等に支給する。

2. 前項の一時金は加算報酬として交付された月ごとに、支給する。

3. 毎月の一時金の支給基準は、所属する事業所により決定する。

① ケアハウスフォルテ	月額	8,000円
② デイサービスセンターコスモス	月額	5,000円
③ 特別養護老人ホーム宏生苑 地域密着型特別養護老人ホーム新富宏生苑	月額	10,000円

4. 特別養護老人ホーム宏生苑および地域密着型特別養護老人ホーム新富宏生苑は、加算年度末に全職員に対し、18,000円を支給する。尚、非常勤勤務職員は常勤換算法により算出した金額を支給する（但し、加算前に年収440万円を満たしている職員を含めないものとする）。

5. 非常勤勤務職員は勤務時間数（端数切捨て）に事業所ごとに定める金額を支給する（但し、その上限を上記3項に定める金額とする）。

① ケアハウスフォルテ	時間額	50円
② デイサービスセンターコスモス	時間額	40円
③ 特別養護老人ホーム宏生苑 地域密着型特別養護老人ホーム新富宏生苑	時間額	60円

6. 賃金改善実施期間： 各年度4月1日から翌3月31日

7. 支給日： 7月から翌6月の給与支給日

8. 利用率等により介護報酬額が計画と差異が生じた場合及び法令等の変更により、支給額は変動することがある。

介護職員処遇改善支援補助金計画・実施要綱

介護労働者等の処遇改善を進めるため新たに支給されることとなった介護職員処遇改善支援補助金部分（以下「補助金報酬」という。）を一時金として、介護職員等に支給する。

また、介護職員等のうち介護従事者には職員のモラルの維持・向上の観点に鑑み、特別昇給を考慮するものとする。

2. 前項の一時金は加算報酬として交付された月ごとに、支給する。

3. 毎月の一時金の支給基準は、所属する事業所により決定する。

① ケアハウスフォルテ 月額 5,000円

特別養護老人ホーム宏生苑

地域密着型特別養護老人ホーム新富宏生苑

② デイサービスセンターコスモス 月額 2,500円

4. 非常勤勤務職員は勤務時間数（端数切捨て）に30円（但し、その上限を上記①，②に定める金額とする）を乗じた金額を支給する。

5. 賃金改善実施期間： 各年度4月1日から翌3月31日

6. 支給日： 7月から翌6月の給与支給日

7. 利用率等により介護報酬額が計画と差異が生じた場合及び法令等の変更により、支給額は変動することがある。